



# 生徒指導マニュアル

— 学校における積極的な生徒指導の推進と  
問題行動等への適切な対応のために —



平成22年3月  
福島県教育委員会

# も く じ

## 児童生徒一人一人を生かす積極的な生徒指導

ページ

1	生徒指導のめざすもの	2
	◆ 生徒指導とは	
	◆ 自己指導能力とは	
	◆ 自己指導能力を育成するために～積極的な生徒指導～	
2	各学校段階における生徒指導の在り方～学習指導要領より～	3
3	積極的な生徒指導への取組み	

【実践①】	生徒指導の機能を生かした授業づくり	4
	～三つの機能を生かした「分かる・できる授業」の実現～	
【実践②】	児童生徒のよさが生きる学級づくり	4
	～児童生徒のよさをとらえ人間関係を深める～	
【実践③】	指導体制の充実と校内の連携	4
	～全校体制による生徒指導の推進～	
【実践④】	問題行動等の未然防止につながる教育相談活動	5
	～児童生徒一人一人との日常的な触れ合いを通して～	
【実践⑤】	情報連携及び行動連携による生徒指導の充実	5
	～学校間・家庭・地域・関係機関等との一体的な取組み～	
【実践⑥】	生徒会活動を生かした「いじめ」問題への取組み	5
	～ある中学校における「いじめ追放キャンペーン」を通して～	

## 実態に応じた問題行動等への対応

1	問題行動等への対応についての基本的な考え方	6
2	問題行動等への対応のプロセス	6
3	問題行動等への基本的な対応例	7
4	問題行動等への対応チェックリスト	8
5	問題行動等への具体的な対応例	

【事例1】	命にかかわる重大事故等（死亡事故、学校内傷害事件等）	9
【事例2】	いじめ	10
【事例3】	児童・生徒間暴力	12
【事例4】	対教師暴力	13
【事例5】	万引き（窃盗、盗難等）	14
【事例6】	器物破損	15
【事例7】	薬物乱用	16
【事例8】	性の逸脱行為（わいせつ行為、のぞき、盗撮等）	17
【事例9】	家出	18
【事例10】	不審者・声かけ事案	19
【事例11】	児童虐待	20
【事例12】	自殺・自殺未遂	22
【事例13】	報道機関（マスコミ）への対応	23
【事例14】	臨時PTA総会・緊急保護者会等の開催	24
【事例15】	保護者等からの苦情への対応	25

6	学校が連携を必要とする関係機関等	26
	【参考資料①】 少年事件の手続きの流れ	28
	【参考資料②】 福島県緊急時カウンセラー派遣事業	29
	【参考資料③】 関係機関等の連絡先	32

## 参考・引用文献等

- 生徒指導資料集第20集（1988） 文部省
- 小学校学習指導要領（平成20年3月）・解説総則編（平成20年6月） 文部科学省  
中学校学習指導要領（平成20年3月）・解説総則編（平成20年7月） 文部科学省  
高等学校学習指導要領（平成21年3月）・解説総則編（平成21年7月） 文部科学省
- 生徒指導資料第3集  
「規範意識をはぐくむ生徒指導体制 ―小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ―」  
文部科学省・国立教育政策研究所 生徒指導研究センター
- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月） 文部科学省
- 学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために（平成16年3月）  
学校と関係機関等との行動連携に関する研究会
- 問題行動等対応マニュアル ～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～ 山口県教育委員会
- 児童生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料 栃木県教育委員会
- 要望・苦情等対応の手引き ―保護者とのいい関係を築くために―  
大阪市教育委員会
- 児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル  
徳島県教育委員会・いじめ問題等対策企画員室
- 学校における薬物乱用緊急対応マニュアル 沖縄県教育委員会
- 保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き（平成19年12月）  
福島県・福島県教育委員会
- 指導資料 生徒指導の手引き（平成10年3月） 福島県教育庁義務教育課編
- 教職員・児童生徒にかかわる事故対応チェックリスト（学校用）（平成17年4月）  
福島県教育庁教育指導領域学習生活指導グループ・  
教育振興領域市町村立学校グループ作成  
「性に関する教育」の手引（平成21年2月） 福島県教育委員会編
- 福島県教育委員会ホームページ各種指導資料（<http://www.pref.fks.ed.jp/>）

### 生徒指導マニュアル

― 学校における積極的な生徒指導の推進と問題行動等への適切な対応のために ―  
平成22年3月

福島県教育庁学校生活健康課  
TEL 024-521-7770 FAX 024-521-7167  
<http://www.pref.fks.ed.jp/>

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

※ 本マニュアルの一部は、福島県教育委員会ホームページにも掲載しています。

## はじめに

生徒指導とは、児童生徒一人一人の個性の伸長を図り、社会的な資質や能力、態度を育成し、自己実現できるように指導・援助に努め、個々の児童生徒の自己指導能力を育成することです。このことを踏まえて学校では、教育活動全体を通じて児童生徒一人一人がよりよい人格を形成し、有意義で充実した学校生活を送り、人間としての在り方生き方について自覚を深めることができるような指導を積極的に推進していかなければなりません。

生徒指導の充実には、組織的・体系的な指導体制を整えておくことは勿論のこと、困難な状況はいつでも起こりうるという危機意識を全教職員がもち、教職員一人一人が適切に対処できる力を身に付けることも大切なことです。今後、学校間連携を含め、家庭、地域、関係機関等との連携を密にした生徒指導の展開や、より一層充実した教育相談体制を構築するなど、個々の児童生徒に対するきめ細かな支援とともに、基本的な生活習慣の確立や規範意識の高揚等に努めていく必要があります。

児童生徒の問題行動は、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中、態様や背景が複雑化・多様化しており、状況を把握することが困難で、指導に苦慮することもあります。また、問題行動が発生した場合は、管理職のリーダーシップの下、迅速かつ的確で、組織的な対応が求められますが、不十分な対応が学校・教師不信を招き、解決を長引かせ、深刻な事態を引き起こすことにもつながりかねません。

本資料は、学校における日常及び問題行動等が発生した場合の生徒指導の充実を図るための「生徒指導マニュアル」であります。本資料を参考に、児童生徒の発達段階や各学校の実態、地域の実情等に応じ、積極的な生徒指導の推進及び問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、安心・安全な学校づくりに向けた取組みがより一層推進されることを願っております。

平成22年3月

福島県教育庁学校生活健康課長 滝田 文夫

### ▶▶▶▶▶ 活用のポイント ▶▶▶▶▶

- 1 記載されている対応については、あくまでも例示であり、児童生徒・学校・地域の実態、問題行動等の状況によって対応の内容や順番等は変わります。
- 2 各学校で作成している危機管理マニュアルの見直しや生徒指導等に関する研修資料等として活用願います。
- 3 「問題行動等への具体的な対応」について、各事例の対応における最重要ポイントを「**Key Word**」、より具体的な視点を「**View Point**」としてまとめました。
- 4 今後、必要に応じて追加・訂正するなど、更新作業を継続していく予定です。

# 児童生徒一人一人を生かす積極的な生徒指導

生徒指導は「不登校やいじめ・暴力行為をはじめとする様々な問題行動への対応」ととらえる傾向があります。しかし、本来の生徒指導というのは、「児童生徒の人格形成を目指すもの」ですから、学校の教育活動のすべての領域で、すべての児童生徒を対象に行うものです。

したがって、児童生徒同士、児童生徒と教職員相互の温かい人間関係を醸成したり、魅力ある授業づくりや学級経営等により児童生徒一人一人に自己有用感や自己存在感等を体得させたりするなど、積極的な生徒指導を展開することで「児童生徒一人一人の居場所があり、伸び伸びと楽しく過ごせる学校づくり」に努めていくことが、生徒指導本来の姿であり、生徒指導の意義や在り方等は、まさに時代を超えて守らなければならない「不易」の部分であると言えます。

## 1 生徒指導のめざすもの

### ◆ 生徒指導とは

一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すもので、学校教育のすべての場で行われるものである。

〔『生徒指導資料集第20集』文部省（1988）より〕

### ◆ 自己指導能力とは

自己をありのままに認め（自己受容）、自己への深い洞察を加え（自己理解）、これらを基盤に自らの目標を確立するとともに、目標達成のために、自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行すること。

〔『生徒指導資料集第20集』文部省（1988）より〕

### ◆ 自己指導能力を育成するために ～ 積極的な生徒指導 ～

すべての児童生徒のために

すべての教員により

すべての教育活動の中で

生徒指導の機能を生かす

①自己存在感を与える

自己指導能力

②共感的人間関係を育成する

③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

- ① 児童生徒一人一人をかけがえのない存在としてとらえ、一人一人の存在を大切に指導すること
- ② 教員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成すること
- ③ 児童生徒が、判断や行動の選択・決定、そして実行に責任をもつ場をできるだけ多く用意し、児童生徒がより適切に自ら判断して責任のある行動をとれるようにすること

## 2 各学校段階における生徒指導の在り方 ～ 学習指導要領より ～

※ 小・中・高等学校学習指導要領・解説からの抜粋及び一部加工 ( ) は高等学校

	小学校	中学校・高等学校
<b>学習指導要領 総 則</b>	<p>◆学級経営と生徒指導の充実 (第1章第4の2(3)) 日ごろから学級経営の充実を図り教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること</p>	<p>◆生徒指導の充実 (中:第1章第4の2(3)、高:第1章第5款の5(3)) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的(主体的)に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること</p>
<b>生徒指導の とらえ方</b>	<p>◆児童一人一人の人格を尊重しながら、規範意識をはぐくむなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助すること</p>	<p>◆学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、(倫理観や正義感などの)社会的資質や行動力を高めるように指導、援助すること</p>
<b>生徒指導の 基 盤</b>	<p>○ 学級、学級担任の教師の営み</p> <p>◆確かな児童理解 ○日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接などを用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識する。</p> <p>◆存在感を実感できる場としての学級 ○必要な場面では毅然とした対応 ○学級の支持的な風土づくり ・相手の身になった考え、相手のよさを見付けようと努める学級 ・お互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級</p> <p>◆自己存在感や自己決定の場の設定 ○その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力の育成</p>	<p>① 生徒一人一人についての生徒理解の深化</p> <p>◆多面的・総合的な生徒理解 ○学級(ホームルーム)担任、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問教員などによる広い視野から生徒理解</p> <p>◆生徒の不安や悩みに目を向けるなど、生徒の内面に対する共感的理解に基づいた生徒理解</p> <p>② 教師と生徒との信頼関係を築くこと</p> <p>◆日ごろの人間的な触れ合い ◆生徒と共に歩む姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした態度など</p> <p>③ 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境の形成 (自他の個性を尊重し、主体的によりよい人間関係を築いていこうとする教育的環境の形成)</p>
<b>生徒指導 体制等</b>	<p>◆全教職員の共通理解に基づいた学校全体として協力体制の確立 ○開かれた学級経営の実現 ・校長・教頭の指導の下、学年の教員や生徒指導主事、養護教諭等、他の教職員と連携</p> <p>◆家庭や地域社会との連携 ○特に保護者との児童理解・指導の在り方等についての共通理解</p> <p>☐ 学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図る。</p> <p>☐ 家庭、地域との連携・協力により児童理解を深め、学年・学校全体として規範意識の育成に取り組む。</p>	<p>◆全教職員の共通理解に基づいた学校としての協体制・指導体制の構築</p> <p>◆開かれた生徒指導の推進 ○家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力</p> <p>◆ガイダンスの機能の充実(高等学校) ○学級・学校生活への適応能力、現在及び将来において人間としての在り方生き方を考え行動する能力や態度、人間関係の形成能力の育成など ○年間を通じた計画的な指導、個々の生徒に対する相談活動の充実</p> <p>☐ 個に対するきめ細やかな指導と集団の規範意識の向上という「個の育成」と「集団の育成」の観点を踏まえた取組みを推進する。</p> <p>☐ 生徒指導主事等のコーディネーターとしての機能を生かした協働的な生徒指導体制づくりに努める。</p> <p>☐ 生徒指導の方針を明確にした全体構想に基づいた共通理解・共通実践を行う。(高等学校)</p> <p>☐ 懲戒処分の適切な運用に努める。(高等学校)</p>

### 3 積極的な生徒指導への取り組み

#### 実践①

#### 生徒指導の機能を生かした授業づくり

～ 三つの機能を生かした「分かる・できる授業」の実現 ～

- ① 自ら課題を見つけそれを追求し、自ら考え、判断し、表現する授業【自己決定】
  - 児童生徒の興味・関心を喚起する資料や教材の提示方法の工夫
  - 一人調べ学習の導入や考える時間の十分な確保
  - 個に応じた支援の工夫、本時の学習を振り返る場の設定 など
- ② 児童生徒一人一人を大切にし、学ぶ楽しさ、成就感を味わわせる授業【自己存在感】
  - 児童生徒一人一人の発言や活動の場の意図的な設定
  - 授業中の承認・賞賛・励まし、ノート・作品等へのコメント記入 など
- ③ お互いに認め合い、学び合う授業【共感的人間関係】
  - 何でも言い合え、失敗や間違いを笑わない温かな雰囲気づくり
  - 人の話をしっかり聞くことのできる態度の育成
  - お互いの良さを認め合うことのできる相互交流活動の工夫 など

#### 実践②

#### 児童生徒のよさが生きる学級づくり

～ 児童生徒のよさをとらえ、人間関係を深める ～

- ① 児童生徒の正しい理解
  - 児童生徒と触れ合う時間の確保
  - 客観的な各種テストの実施
  - 日常生活の観察、生活ノート（日誌）の活用 など
- ② 好ましい人間関係の醸成
  - 朝・帰りの短学活（SHR）における児童生徒の主体的活動の場の設定
  - 児童生徒の思いや願いを生かした係活動・班活動の工夫
  - 学級担任による教育相談の意図的な実施 など
- ③ 学習習慣や生活習慣を定着させる指導・援助
  - 児童生徒一人一人による目標の設定と定期的な評価・点検活動の継続化
  - 一人一人に即した適切な指導・援助（特に不適応の児童生徒） など
- ④ 他の学級や家庭との連携の工夫
  - 自分の学級の児童生徒を自分だけで指導しようとする閉鎖的な考えをもたないこと
  - 学年間の教員の連携を密にした共通理解・共通実践
  - 児童生徒の指導方針等についての保護者との共通理解、学級だより・お便り帳・懇談会等を活用した信頼関係づくり など

#### 実践③

#### 指導体制の充実と校内の連携

～ 全校体制による生徒指導の推進 ～

- ① 管理職の積極的な動き
  - 教員の指導の在り方や学校全体の指導体制等の確認及び適切な指導・助言
  - 教員が自信を持って指導・援助に当たれるような動機付け及び環境づくり など
- ② 生徒指導部等の役割分担の明確化  
生徒指導主事を中心とした、課題を明確にし改善を図るための検討会を定期的に行うとともに、学校全体としての生徒指導が効果的に機能するように、主に次のような役割を担っていく。
  - 生徒指導についての全体計画・指導計画等の立案・運営
  - 教職員の共通理解の推進
  - 事例研究会や校内研修会の開催
  - 生徒指導に関する資料・情報の収集・整理・提供
  - 学級担任等との相談・助言
  - 他の分掌等との連携
  - 他校、関係機関等との連携 等
- ③ 生徒指導部と校内の他の分掌等との連携
  - 学年会、教科部会との相互補完的な連携した取り組み（校内の柔軟な連携システムの確立）
  - 校内の各分掌との連絡調整を十分に図りながらの年間指導計画の作成 など
- ④ 「ホウ・レン・ソウ」（報告・連絡・相談）の徹底
  - 教職員間の風通しをよくするとともに、問題を一人の教員が抱え込むことのないような雰囲気づくりと情報交換の場の設定
  - 生徒指導にかかわる情報や研修会等で得た情報の共有化 など

## 実践④

### 問題行動等の未然防止につながる教育相談活動

～ 児童生徒一人一人との日常的な触れ合いを通して ～

- ① 日常的な触れ合いの重視
  - 全職員による共通理解・共通実践
  - 生活時間帯に応じた触れ合いの視点の保持（意図的な設定も必要）
    - 【例】 ・登校時、始業前：「おはよう」の声かけ ・授業中：やる気にさせる声かけ
    - ・休み時間：多くの児童生徒への語りかけ ・給食時間：グループの中での語らい
    - ・清掃時間：目立たない児童生徒との接触 ・帰りの学活（SHR）：児童生徒のよさの紹介
  - 児童生徒への意図的な語りかけ（チェックシート等を準備し、その日言葉かけをした児童生徒に○印をつけ、言葉かけをすべき児童生徒を明確にし、翌日意図的に語りかける。）
- ② 日常的な相談の場と機会の確保（定期相談とは別）
  - 15分程度毎日一人ずつ、帰りの学活（SHR）終了後に実施
  - 児童生徒の希望制や担任以外の教員との相談も可能にするなど、体制・方法等の工夫

※ 教育相談の際のポイント

  - a 受容…児童生徒の言い分をありのままに受け止めようとする
  - b 共感…児童生徒の立場に立って、児童生徒をまるごと理解すること
  - c 正対…きちんと向き合い、相手に対して積極的にかかわっていくこと
  - d 肯定…真正面から対峙し、非は非としてきちんと認識させ、そのことに対する自己責任がとれるよう援助すること
- ③ 対話ノートを活用
  - 「生活ノート」「自由帳」等への毎日の記録（児童生徒が出来事や自分の思い等を記入し、学級担任に毎日提出する。）
  - 児童生徒の気持ちを大切にされた言葉による返事（児童生徒のサインや変化等に気づき、問題行動等の未然防止につながることもある。）

## 実践⑤

### 情報連携及び行動連携による生徒指導の充実

～ 学校間・家庭・地域・関係機関等との一体的な取組み ～

- ① 学校間連携
  - 生徒指導上の定期情報交換（生徒指導主事、養護教諭、校長・教頭等）
  - 相互授業参観や事例研究会、合同研修会等による教員の交流
  - 学校行事、ボランティア活動、及び地域行事等における児童生徒の交流 など
- ② 保護者、地域との連携
  - 学校だより・HP等による情報発信や授業参観等の学校公開の積極的な実施
  - 授業における外部人材の活用、PTA行事・地域行事等への参加、安全確保に関する連携協力
  - 学校評価の実施とフィードバック（説明責任） など
- ③ スクールカウンセラー（以後、「SC」と表記）等の専門家や関係機関等との連携
  - 日頃から定期的な訪問や情報交換等、「顔の見える連携」による信頼関係の確立（管理職）
  - 目的に応じた連携を図るためのマニュアル作成と教職員の共通理解
  - 学校、教育委員会、関係機関等との「サポートチーム」による対応（深刻な問題行動や学校だけでは対応では解決が困難な場合） など

## 実践⑥

### 生徒会活動を生かした「いじめ」問題への取組み

～ ある中学校における「いじめ追放キャンペーン」を通して ～

- ① 生徒の自主的な活動による、いじめ問題の重大性の意識化と解決への実践
  - 「いじめ追放キャンペーン」（追放月間設定、追放推進運動、追放宣言運動等の展開）
  - 「いじめ追放5つの誓い」制定、めいわくBOX「かいけつくん」設置、PRビデオ作成
  - 学級新聞「いじめ特集」記事の掲載、ポスター掲示
  - 「いじめアンケート」の実施、学級活動での話合い など
- ② PTA新聞の活用、いじめ問題に関する学習会の実施等による保護者の理解と協力



# 実態に応じた問題行動等への対応

生徒指導事故発生後、不十分な対応から、解決が長引く、学校・教員不信になる、教育委員会やマスコミに苦情を言う、裁判になる、新たなトラブルに発展する等の事例が多く見られます。

あらためて適切な初期対応の重要性、組織的な対応、関係機関との連携の大切さなどがクローズアップされています。児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるようにするためにも、問題行動等への対応について共通理解を図り、協動的な取組みを実践していく必要があります。

## 1 問題行動等への対応についての基本的な考え方

- (1) 問題行動は「どの子にも、どの学校においても起こりうるもの」であることを十分認識し、常に危機感を持つ。
- (2) 児童生徒と教職員の生命を守り、安全を確保する。
- (3) 児童生徒と教職員の信頼関係を確立し、日常の組織・運営に当たる。
- (4) 全教職員の共通理解の下、協働で対応に当たる。
- (5) 保護者や地域社会からの信頼を得た実効的な取組みをする。
- (6) 関係機関との綿密な連携の中で取り組む。

## 2 問題行動等への対応のプロセス

(1)

### 未然防止に向けた取組み

- どの学校でも起こりうるという意識の保持
- 校内の組織体制・連絡体制の整備と役割分担の明確化
- 学校の実態に応じた対応マニュアルの整備→定期的な訓練や校内研修等の実施
- 変化をいち早く察知するための児童生徒の多面的理解と情報の一元化
- 日頃の教育活動の充実→児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
- 「抱え込み」から「連携」へ→教職員間の情報共有と関係機関との連携強化
- 指導・対応記録の整理・蓄積と分析
- 生徒指導の取組み等についての定期的な評価と改善

(2)

### 生徒指導事故への対応

- ① 迅速かつ的確な初期対応 ----- ・初期対応が以後の展開を大きく左右する。
- ② 指揮系統の明確化 ----- ・危機対応はトップダウンが基本である。
- ③ 情報収集・情報管理の徹底 ----- ・管理職が的確な指示を出すためには正確な情報集約や教育委員会との連絡・調整等が大切である。
- ④ 情報の共有と役割分担の明確化 -- ・全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携 --- ・必要に応じて情報を提供・公開し、協力要請する。

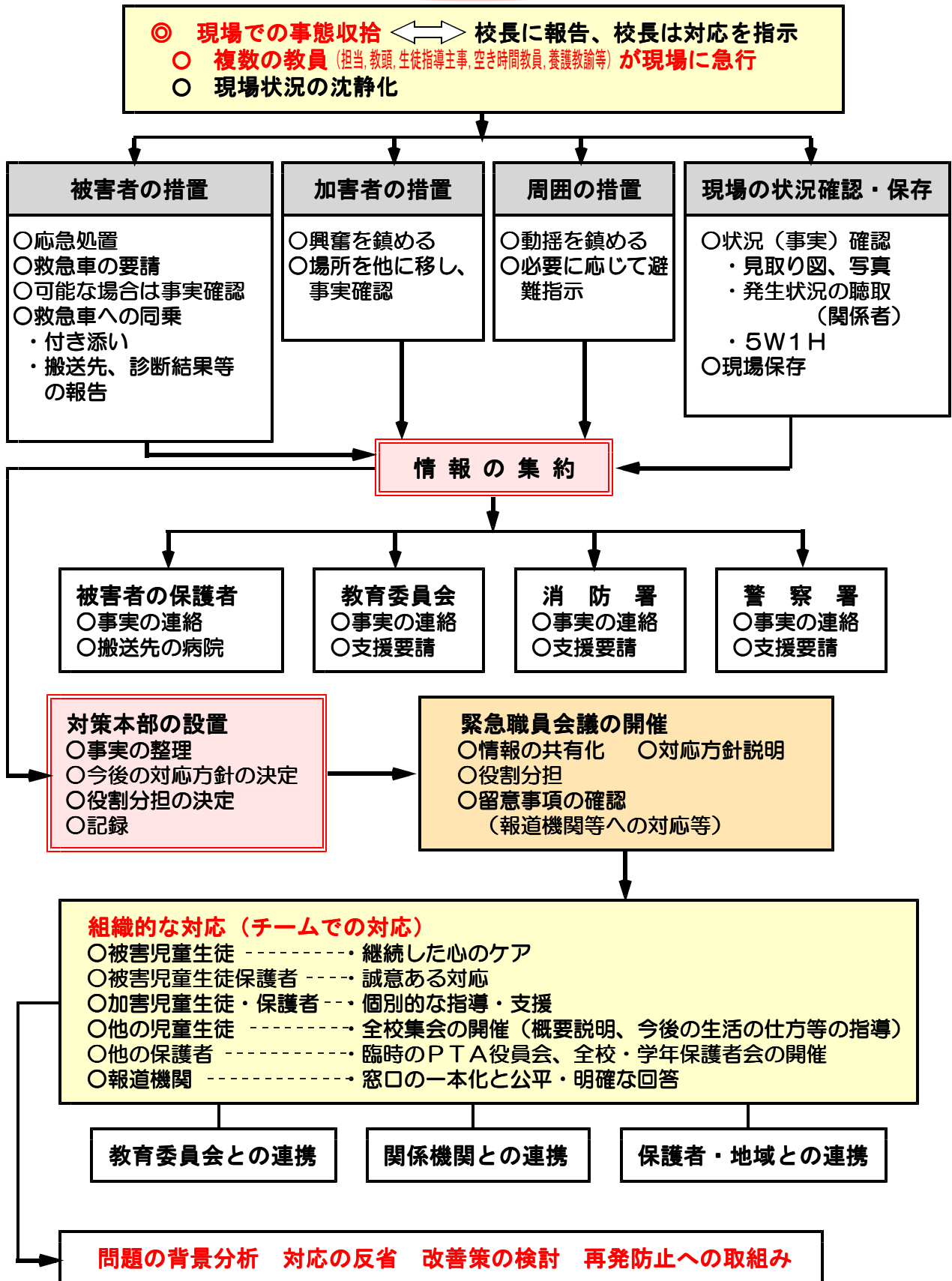
(3)

### 対応の評価と再発防止に向けた取組み

- 事態収束後の対応の総括、再発防止に向けた取組みの実践
- 未然防止の取組みに対する定期的な評価・改善、日々の教育活動の充実

### 3 問題行動等への基本的な対応例

## 事故の発生・発見、通報の受信



## 4 問題行動等への対応チェックリスト

NO△にチェックが入った場合は早急に対応しましょう。

初期対応

初期・中期対応

中期対応

終末対応

		YES	NO
<b>◎状況把握</b>	☆情報収集	・正確な情報を集めましたか。-----	○ △
	☆情報分析	・的確に情報を分析しましたか。-----	○ △
	☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △
<b>◎対応方針決定</b>	☆対応項目設定	・対応すべき項目を個々に設定しましたか-----	○ △
	☆対応内容決定	・具体的な対応内容を決めましたか。-----	○ △
		・緊急時カウンセラー派遣の依頼を考えましたか。-----	○ △
	☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △
<b>◎校内体制の構築</b>	☆リーダーシップ	・校長がリーダーシップを発揮していますか。-----	○ △
	☆チーム編成	・具体的に対応できるチームを編成しましたか。-----	○ △
	☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △
<b>◎保護者等への対応</b>	☆重大性の認識	・人権の面を配慮して対応していますか。-----	○ △
		・学校と保護者の見方・考え方が合致していますか。-----	○ △
	☆誠意ある対応	・十分話を聞きましたか。-----	○ △
		・家庭訪問を行いましたか。-----	○ △
		・学校の誠意が伝わっていますか。-----	○ △
	☆説明責任	・正式な場で説明しましたか。(時には謝罪)-----	○ △
	・校長が事実内容と今後の対応を説明しましたか。-----	○ △	
☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △	
<b>◎関係機関等への対応</b>	☆教育委員会	・すべて正確に報告しましたか。-----	○ △
	☆教育事務所	・全面的に支援・指導を受けていますか。-----	○ △
	☆警察	・必要に応じて連携していますか。-----	○ △
	☆児童相談所	・必要に応じて連携していますか。-----	○ △
	☆社会福祉事務所	・必要に応じて連携していますか。-----	○ △
	☆その他の機関	・必要に応じて連携していますか。-----	○ △
	☆マスコミ対応	・教育委員会の指示を受け、窓口を一本化していますか。-----	○ △
	☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △
<b>◎組織的な対応</b>	☆明確な着地点	・今後、問題がどう発展するか予測していますか。-----	○ △
		・問題が解決した姿を明確にイメージしていますか-----	○ △
		・収束に向けて適切な対応を継続していますか。-----	○ △
	☆組織的な対応	・編成したチームは機能していますか。-----	○ △
		・校長、教頭が恒常的にかかわっていますか。-----	○ △
	☆定点観察	・解決後、定期的に状況を把握していますか。-----	○ △
☆定点報告	・定期的に家庭等へ学校の対応を報告していますか。-----	○ △	
☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △	
<b>◎再発防止に向けた事例の共有</b>	☆事例の共有	・事例研究を行い、総括しましたか。-----	○ △
		・各協議会等に事例を提供しましたか。-----	○ △
	☆再発防止	・事故後、教育活動の質的改善を行いましたか。-----	○ △
		・児童生徒の日常生活に変容がありますか。-----	○ △
	☆指導力の向上	・教職員の生徒指導に関する力量は向上しましたか。-----	○ △
	☆信頼回復	・保護者、児童生徒、地域から信頼されていますか。-----	○ △
☆具体的チェック項目〔	〕---	○ △	

## 5 問題行動等への具体的な対応例

### 事例1

### 命にかかわる重大事故（死亡事故、学校内傷害事件等）

#### 1 初期対応

- ★ 初期対応『さ・し・す・せ・そ』
  - (さ) 最悪の事態を考えた対応
  - (し) 慎重に対応
  - (す) 速やかに対応
  - (せ) 誠実に対応
  - (そ) 組織的に対応

#### Key Word

- 児童生徒の安全確保
- 校長の的確な判断・指示
- 組織的な対応と関係機関との連携

- 児童生徒の安全確保
  - ① 必要がある場合は安全な場所への避難誘導（緊急アナウンス等）
  - ② 動揺の鎮静化
- 負傷者及び加害児童生徒への対応
  - ① 複数の教員で対応（特に加害児童生徒に対する冷静な対応）
  - ② 救急車の要請、養護教諭等による応急処置対応
    - ※ 心肺蘇生、AEDの使用
  - ③ 警察へ連絡、協力要請
  - ④ 加害・被害児童生徒の保護者への連絡（客観的な事実の連絡）
- 管理職へ連絡
- 教育委員会へ連絡
  - 事実内容の共有、事故報告（第1報・続報等）、事故対応の協議

#### 2 事実確認

- 確認方法の指示
  - ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
  - ② 複数の教員で慎重に確認（5W1H）
  - ③ 記録の蓄積（時系列）、速やかな報告書の作成
- 加害・被害児童生徒への対応
  - ① 安心・安全な環境の下、速やかに実施
  - ② 客観的な情報収集（事件発生の背景を探る）
- 関係する児童生徒への対応（発生後速やかな対応）
  - 関係する全ての児童生徒から事情確認

#### 3 管理職を中心とした対応

- 緊急職員会議の開催
  - ① 正確な情報を基にした判断、指揮系統の確認（トップダウン）
  - ② 全職員への連絡・指示の徹底
    - 情報の集約
    - 加害・被害児童生徒への対応
    - 全校児童生徒及び関係児童生徒への指導方法
    - 警察等との連携体制
    - 保護者（被害者、加害者、全校児童生徒）への対応
- 緊急対策本部設置の検討（教育委員会との連携）
  - ① 対応のための職員の役割分担
    - マスコミ・外部からの電話対応担当者（管理職）〔P23参照〕
    - 保護者への対応担当者（管理職、PTA担当等）
  - ② 緊急のPTA役員会議、臨時保護者会の開催〔P24参照〕
  - ③ 二次被害の防止対策

#### 4 関係機関との連携

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - ① 事故情報共有、事故報告、事故対応、協議
  - ② 緊急時カウンセラーの派遣要請〔P29～31参照〕
- 警察、児童相談所等との連携
  - 必要に応じた連携（情報共有と対応）
- 保護者、地域との連携

#### 5 事後対応

- 児童生徒に対する総合的な心のケア体制の整備
  - 教育相談体制の確立及びSC、関係機関等との連携
- 学校経営・運営方針の検証
- 原因の追及と改善策、信頼回復に向けた取り組み
- 生徒指導の充実
- 教員の指導力の向上

## 事例2

## いじめ

### Key Word

- 早期発見・即時対応
- いじめられている児童生徒の立場に立った指導・援助
- ネット上のいじめへの対応

### 1 事実確認

- 管理職へ連絡
- 実態把握
  - ① 周囲の児童生徒、当該児童生徒の生活ノート等からの情報収集
  - ② アンケート調査等の実施
  - ③ 複数の教員で対応（児童生徒の動静把握）
- 関係教職員による情報交換の実施（管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等）

### 2 管理職を中心とした対応

- 「いじめ」根絶チーム（緊急職員会議）等の招集・開催
  - ① 事実報告、情報収集
  - ② 当該児童生徒等への指導方針
- 加害・被害児童生徒等への対応
  - ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
  - ② 事実把握及び指導方法の確認、役割分担の明確化

#### 【被害児童生徒】

- 受容的態度（話をよく聞く）・理解
- 変容と背景の把握
- 心の居場所の確保、緊急避難的対応

「学校は必ず守り通す」という姿勢

#### 【加害児童生徒】

- 受容的態度（話をよく聞く）・理解
- 問題点の明確化・根気強い指導
- 関係機関との連携

「ならぬことはならぬ」毅然とした姿勢

#### 【保護者】

- 電話連絡→家庭訪問、随時経過説明

誠意ある対応

#### 【周囲の児童生徒】

- いじめの不当性の指摘
- 正義・勇気ある行為

#### 【児童生徒全体】

- 学年・学級での指導、全校集会等

自らの言動を振り返らせる

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議

### 3 事後対応

- 今後の対応策検討（再発防止策）
  - ① 早期発見・早期対応の重要性の理解
  - ② 当該児童生徒への支援（継続観察指導、保護者との連携等）
  - ③ 家庭及び関係機関等との連携強化
  - ④ 組織的な生徒指導の推進

- ・ 基本的な生活習慣の育成
- ・ 生徒指導の機能を生かした授業実践
- ・ 児童会・生徒会活動の活性化
- ・ 個人記録の累積・分析 など
- ・ 望ましい人間関係の構築
- ・ 道徳教育の充実
- ・ PTAとの連携

- 「いじめ」根絶チームの見直し・改善
  - ① 想定されるいじめ発生の場面・対応策等の検討、事例研究
  - ② 実態調査の定期的な実施
  - ③ SC等との連携、教育相談体制の充実
  - ④ 異校種連携（情報交換）及び関係機関等との連絡調整
  - ⑤ 保護者の相談窓口の開設及び広報活動

### ◆ View Point ①

#### いじめの特徴（例）

- ① いじめが起きていることが分かりにくいケース
  - 仲の良い者同士の間で起こる場合がある。
  - 被害者は特定の児童生徒に集中するが、加害者は複数のケースがある。
  - 他人には遊んでいるように見えるが、実はいじめがある。
  - 被害者の児童生徒は誰にも相談できないでいるケースが多い。
- ② いじめの加害者の認識が薄いケース
  - 加害者側の「いじめ」ているという認識が薄く、ゲーム感覚で行われ、深刻なケースになることがある。
  - 「陰湿」で「しつこい」ケースがある。
  - 長期間に及ぶことがある。
- ③ いじめの加害者と被害者が混在しているケース
  - 日常的に落ち着かない生活の中でいじめの行為が行われ、被害者が加害者に立場が変わるケースがある。

### ◆ View Point ②

#### いじめの情報収集（例）

- ① 定期的なアンケート調査の実施
  - 学級活動・HR等を活用し、児童生徒が安心して落ち着いた雰囲気の中で実施する。
  - 「ある」、「ない」だけでなく、実態を把握しやすいように工夫する。
  - 回収方法にも十分に配慮して、特定されないようにする。
- ② 学校生活状況の把握
  - 欠席（遅刻早退を含む）状況、成績の変化に気配りをする。
  - 身体的変化に注意する。
- ③ 担任を中心にした面接（面接週間等の活用）の実施
  - 安心して話せる雰囲気と場所を確保して行う。
- ④ 日常の学校生活の中での観察
  - 保護者との電話のやり取りから
  - 他の生徒の会話や児童生徒同士の生活状況から
  - 登下校や部活動等の活動状況から

※ 個人情報の取扱いには十分注意し、慎重に対応する。

### ◆ View Point ③

#### インターネットによる掲示板への書き込みへの対応

- ① サイトの掲示板の確認、画面の保存・印刷・保管
- ② 判断に迷う場合は、関係機関への相談
- ③ 家庭訪問による被害児童生徒及び保護者との話し合い

《事後策①》 過敏に反応することにより、「書き込み」がエスカレートすることがあるので、無視し様子を見ることもひとつの方法である。  
《事後策②》 「書き込み」や「スレッド」（電子掲示板、メーリングリスト等）の削除をサイトの管理人やプロバイダーに依頼する。  
《事後策③》 警察等の専門機関に相談する。  
★ 県警察本部県民サービスセンター 電話024-533-9110 等

- ④ 情報モラル教育の充実  
関連する教科、領域等の指導計画の中に位置付けるとともに、発達段階に応じて適切に指導する。

#### ★ 「いじめ」に関する電話相談窓口

- 福島いじめSOS24（福島県教育委員会）フリーダイヤル 0120-916-024
- ダイアルSOS（福島県教育委員会）フリーダイヤル 0120-453-141（月～金 10:00～17:00）

- ◇ 情報モラル教育等の詳細については、福島県教育委員会ホームページを参考にする。  
(<http://www.pref.fks.ed.jp/>)

「福島ケータイ安全サイト」（携帯電話の安全な使い方、困ったときの連絡先など）、携帯電話の実態調査、情報モラル教育関係資料等を掲載

## 事例3 児童・生徒間暴力

### 1 初期対応

- 管理職へ連絡
- 負傷者への対応と鎮圧
  - ① 複数の教員で対応 (児童生徒の動静把握)
  - ② 養護教諭等による応急処置
    - 救急車の要請 (躊躇しない)
  - ③ 警察へ連絡、協力要請
    - 凶器の所持等の確認、確保
  - ④ 加害・被害児童生徒の保護者への連絡 (客観的な事実の連絡)
- 教育委員会との連携 (報告、連絡、相談)

### Key Word

- 事実、原因・背景の把握
- 組織的な対応
- 毅然とした対応と誠意ある対応

### 2 事実確認

- 加害・被害児童生徒への対応
  - ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
    - 安心・安全な環境下で実施
  - ② 複数の教員で慎重に確認 (5W1H)
    - 客観的な事実の内容
    - 発生原因、事故の背景
  - ③ 記録の蓄積 (時系列)、速やかな報告書の作成
- 関係する児童生徒への対応
  - 関係する全ての児童生徒から事情確認

### 3 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携 (報告・連絡・相談)
  - ① 事故情報共有、事故報告、事故対応の協議
  - ② マスコミ対応担当者 (校長)
- 緊急職員会議の開催
  - ① 正確な情報に基づいた判断、指揮系統の確認 (トップダウン)
  - ② 全職員への連絡・指示の徹底
    - 情報集約
    - 加害・被害児童生徒への対応
    - 全校児童生徒及び関係児童生徒への指導方法
    - 警察等への連携体制
    - 保護者 (被害者、加害者、全校児童生徒) への対応
- 関係機関との連携
  - ① 警察、児童相談所等との連携 (必要に応じた連携)
  - ② 保護者、地域との連携

### 4 事後対応

- 再発防止対策
  - ① 原因の追及と改善策
  - ② 生徒指導の充実 (教師の指導力の向上)
- 信頼回復に向けた取組み

### ◆ View Point ④

#### 被害・加害児童生徒への対応

##### 【被害児童生徒】

- ① 校長が家庭、病院等にいち早く出向く
  - ② 児童生徒や保護者の意向や精神的負担を考慮
  - ③ 共感的理解に基づく指導・支援
  - ④ 教職員(学校)が支え、守ることを約束
  - ⑤ 教育相談部(ＳＣ等)と連携して支援
  - ⑥ 当該児童生徒及び児童生徒の保護者への心のケア
- ※ 学校管理下で起きた事実について謝罪を第一に、客観的で公平な事実の連絡  
 ※ 被害届提出等についての相談

##### 【加害児童生徒】

- ① 複数教員により家庭訪問等を実施、客観的で公平な事実の確認 (保護者へ報告及び弁明の機会)
- ② 再発防止に向けた指導・支援 (事件内容をまとめ、今後の指導内容や方針等について説明)
- ③ 当該児童生徒及び保護者への心のケア (教育相談部、ＳＣ等と連携した支援)

## 事例4

## 対教師暴力

### 1 初期対応

- 管理職へ連絡
- 暴力行為の制止と負傷者への対応
  - ① 複数の教員で対応
  - ② 加害児童生徒の興奮状態の鎮静化
  - ③ 負傷者の応急手当
  - ※ 規模によっては警察等への協力依頼
- 加害児童生徒の保護者への連絡  
(来校要請、客観的な事実の連絡)
- 教育委員会への連絡

### Key Word

- 全職員による毅然とした対応
- 組織的な対応
- 関係機関との連携

### 2 事実確認

- 加害児童生徒への対応
  - ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
  - ② 複数の教員で慎重に確認
    - 客観的な事実、発生原因及び事故の背景
- 加害児童生徒と被害教員との関係確認
  - 日頃の教科指導、生徒指導の状況等
- 関係する児童生徒への対応
  - 関係する全ての児童生徒からの聞き取り

### 3 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急対策会議の開催
  - ① 情報集約
  - ② 当該児童生徒への指導方針（警察等との連携の検討）
  - ③ 当該児童生徒保護者への対応策
  - ④ 他の児童生徒への対応
- 緊急職員会議等の開催
  - 全職員での共通理解、共通実践のための役割分担等
- 関係機関等との連携
  - 警察、児童相談所等との連携
- 保護者との連携強化
  - 臨時PTA役員会、臨時保護会等の開催
- 当該児童生徒への指導・援助
  - ① SC等の専門家、関係機関等を活用した教育相談の実施
  - ② 今後の学校生活に対する支援（必要に応じ個別指導の実施）
  - ③ 場合によっては、毅然とした対応処置検討（出席停止、指導措置等）
- 当該児童生徒保護者への支援
  - ① 複数での家庭訪問の実施
  - ② 学校の指導方針の説明、理解と協力の依頼
  - ③ SC等の専門家、関係機関等を活用した教育相談の実施

### 4 事後対応

- 規範意識の醸成や人間としての在り方生き方に関する指導の充実
- やさしさと厳しさを備えた生徒指導体制の確立

### ◆ View Point ⑤

#### 問題傾向を持つ児童生徒への対応

- ① 問題行動を持つ児童生徒の居場所づくり……授業への参加が基本（個に応じた指導・支援）  
複数の教員での対応（教員を必ず付ける）
- ② 問題行動を持つ児童生徒に対する教員の対応……共通理解・共通対応・共通実践、窓口は管理職
- ③ 問題行動を持つ児童生徒の保護者への対応……家庭訪問は管理職も同行
- ④ 一般児童生徒の学習権の保障……授業中何かあった場合の組織的な対応
- ⑤ 一般児童生徒への影響……登下校中、休み時間中何かあった場合の組織的な対応
- ⑥ 学校外での対応……たまり場等での指導（警察等との連携）
- ⑦ 情報網の整備……校外で何かあった時はすぐに学校に連絡が入る体制  
管理職が学区内のあらゆる機関を訪問し、協力要請
- ⑧ 学校での取組みについての定期的報告……全家庭、関係機関、関係団体等



## 事例5 万引き (窃盗、盗難等)

### 1 初期対応

- 管理職への連絡
- 発生場所へ急行
  - 複数教員で対応
- 保護者への連絡
  - ① 客観的な事実を連絡
  - ② 店(警察)への本人の迎えを依頼
  - ③ 謝罪・弁済等の相談

### Key Word

- 迅速かつ慎重な対応
- 規範意識の醸成
- 再犯防止に向けての取組み

### 2 事実確認

- 当該(関係)児童生徒からの事実確認
  - ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
  - ② 複数の教員で慎重に確認
    - 詳細な事実、発生原因及び事故の背景等
    - 被害店(警察)からの事実確認
- 保護者への対応
  - 被害店への謝罪と弁償についての助言

### 3 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携(報告・連絡・相談)
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急職員会議等の開催
  - ① 詳細報告
  - ② 当該児童生徒への指導方針
    - 警察等との連携
  - ③ 未然防止・事故防止対策
    - 全職員で対応
- 当該(関係)児童生徒・保護者への支援方法
  - ① 規範意識の醸成(万引き=犯罪行為)と再犯防止策
  - ② SC等の専門家、関係機関等を活用した教育相談の実施
  - ③ 保護者との連携強化
    - 内面理解の重視、家庭での話し合い
- 警察等の関係機関との連携

### 4 事後対応

- 事後指導
  - ① 継続観察指導
  - ② 当該(関係)児童生徒の保護者との連携
  - ③ 毅然とした対応処置の検討
- 児童生徒理解のための方策の工夫と教育相談体制の充実
- 規範意識の醸成や人間としての在り方生き方に関する指導の充実
- やさしさと厳しさを備えた生徒指導体制の確立

## ◆ View Point ⑥

### 学校内窃盗・盗難事件の場合の配慮事項

- 関係児童生徒のプライバシーや人権への十分な配慮
- 学校は警察ではなく「教育の場」であることを踏まえた慎重な対応
- ① 外部侵入者の可能性や児童生徒の動きに関するできるだけ多くの情報の収集
- ② 緊急の学級活動・HR、学年集会、全校集会等の実施
  - 被害状況等調査、貴重品管理の指導、規範意識の醸成、人間としての在り方生き方の指導等
- ③ 校内指導体制・管理体制の充実
  - 児童生徒の動向の把握
    - ・ 欠席・遅刻・早退の確実な把握、定期的な校内巡視等
  - 貴重品の管理徹底
    - ・ 不要品を学校に持ちこませない、自己管理の徹底等

## 事例6

## 器物破損

### 1 初期対応

- 発見者による状況確認・報告
  - ① 現況の確認と保存
  - ② 管理職への速やかな報告
  - ③ 写真等での現況の記録保存
  - ④ 他の被害状況の確認
- 管理職による現場確認・報告
  - ① 教育委員会への報告
  - ② 場合によっては警察等に連絡
- 児童生徒の安全確保・応急修理
  - 児童生徒の安全確保
  - できるだけ早い修理・復元（業者への依頼）

### Key Word

- 安全管理の徹底
- 現場・記録保存
- 公共心・物を大切に  
する心の育成

### 2 管理職を中心 とした対応

- 緊急対策会議の開催
  - 情報集約、対応策の検討  
(警察等への連絡、児童生徒への対応等)
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事実の周知
  - ② 今後の対応と役割分担についての協議
  - ③ 破損箇所の修理の検討
    - 児童生徒で分担できる部分、保護者への協力依頼
    - 業者依頼

#### ★ 加害児童生徒が判明しない場合

- ① 早い時期での全校集会・学年集会等の実施
- ② 器物破損の事実と問題点の周知
- ③ 全校を挙げて問題に取り組む姿勢
- ④ 倫理観に基づいた行動の大切さについて指導
- ⑤ 真の思いやり、真の勇気についての指導

#### ★ 加害児童生徒が判明した場合

- ① 行為に至った背景の理解
- ② 立ち直りのための指導・援助の継続
- ③ 保護者に対する支援
  - 学校の指導方針の説明と協力依頼
  - 弁償責任についての理解
- ④ SC等の専門家、関係機関等との連携
- 関係機関等との連携及びマスコミ対応
  - ① 加害者が外部者である可能性がある場合
    - 警察等との連携
  - ② 損壊の程度が大きい場合
    - マスコミへの対応（窓口の一本化：管理職）
    - 全保護者への周知
      - ・ 臨時PTA役員会、臨時保護者会等の開催

### 3 事後対応

- 安全管理の徹底
  - ① 日頃の校内巡視の徹底
  - ② 安全点検の徹底
    - 全職員による定期点検の確実な実施
    - 破損箇所の速やかな修理
- 規範意識の醸成や人間としての在り方生き方に関する指導の充実
- 道徳教育の充実（物を大切に  
する心、公共心・公德心の育成）
- 児童生徒活動の充実
  - 学級、児童会・生徒会で問題解決の方法等についての討議実施

## 事例7

## 薬物乱用

### Key Word

- 児童生徒理解
- 関係機関との連携強化

### 1 初期対応

- 管理職への連絡
- 発生現場での対応
  - ① 複数の教員での対応
  - ② 児童生徒の行為の中止と身柄の確保（他の児童生徒と隔離）
  - ③ 他の児童生徒の安全確保
  - ④ 必要に応じて救急車を要請
  - ⑤ 危険を感じたときは警察に通報
  - ⑥ 現場の保存（写真による記録、使用薬物の慎重な取扱い・確保）
  - ⑦ 保護者への連絡

### 2 事実確認

- 正確な事実の確認
  - ① 本人、保護者、周囲の児童生徒、警察等からの事実確認
  - ② 複数の教員で対応

### 3 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急対策会議の開催
  - ① 情報の集約
  - ② 児童生徒の生活状況や交友関係の把握
  - ③ 問題行動の背景等分析
  - ④ 具体的な対応策・役割分担の検討
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事実の周知
  - ② 今後の対応と役割分担についての協議
- 当該児童生徒、保護者への指導・援助
  - ① 違法行為→原則として警察と連携した対応
  - ② 人権及びプライバシーへの十分な配慮
  - ③ 立ち直りのための支援（保護者との共通理解）
    - 生活習慣の改善、目的意識の醸成、友人関係の改善等

★ 関係機関等との連携  
精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談センター、児童相談所、各医療機関等

### 4 事後対応

- 今後の対応策検討（再発防止策）
  - ① 児童生徒理解のための方策の工夫
    - アンケート、個別面談の実施
  - ② 薬物乱用防止教室の開催、養護教諭による指導

### ◆ View Point ⑦

児童生徒、保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒の心身への重大な影響や学業不振、非行など多くの付随的な問題が考えられるとともに、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団等が関与している場合も多く、早期の保護と関係機関との連携が大切である。

- ① 児童生徒からの発信を重視し、受容的な態度で、人権に配慮した対応を心がける。
- ② 学校、教員だけで解決しようとせず、必ず関係機関との連携を図る。
- ③ 高等学校の場合、関係機関における措置後、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地に立ち、個々の生徒の状況を踏まえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮する。
- ④ 事実が確認されなかった場合でも、当該児童生徒の人権に十分配慮した上で、注意深く観察することが望まれる。

### 事例8

## 性の逸脱行為〔わいせつ行為(出会い系サイト)、のぞき、盗撮等〕

### 1 初期対応 事実確認

- 管理職への連絡
- 事実確認
  - ① 現場へ複数の教員を派遣し、状況確認
  - ② 児童生徒からの事情聴取(傾聴)
  - ※ 特に性被害の女子への慎重な対応
    - ・保護者から事前に同意をとる
    - ・聴取の際は女性職員が担当するなど
  - ③ 被害児童生徒の保護

### Key Word

- 慎重な対応
- プライバシー保護と心のケア
- 専門家・関係機関等との連携
- 性に関する教育・情報モラル教育の充実

### 2 管理職を中心 とした対応

- 警察への連絡・連携
- 教育委員会との連携(報告・連絡・相談)
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急対策会議の開催
  - ① 情報の集約
  - ② 具体的な対応策・役割分担の検討
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事実の周知
  - ② 今後の対応と役割分担についての協議
- 当該児童生徒、保護者への指導・援助
  - ① プライバシーの保護への十分な配慮
  - ② 原因・背景を押えた立ち直りのための継続した指導・援助

#### 【被害児童生徒】

- プライバシーの保護と心のケア
- SC等の専門家及び関係機関等との連携
- ※ 性被害の女子児童生徒について、性行為による妊娠、性感染症等の可能性がある場合、医療機関への受診を勧める。

#### 【被害児童生徒保護者】

- 管理職による家庭訪問(謝罪、事実・学校の対応策の説明)

#### 【加害児童生徒】

- プライバシーの保護
- SC等の専門家及び関係機関等との連携

#### 【加害児童生徒保護者】

- 事実・学校の対応策の説明、被害者への謝罪についての相談

#### ★ 写真や動画が保存されている場合

- ① 学校として速やかに内容の確認を行う。
  - ※ 管理職を含め複数で確認、場合によっては警察に相談
- ② 加害児童生徒の保護者の協力の下、データを消去するなど、ネットを通じての流出防止に努める。
- ③ 被害児童生徒や保護者に対する報告は、内容を確認した上で慎重に行う。

### 3 事後対応

- 他の児童生徒への指導・援助(必要に応じて全校・学年集会の開催)
- 保護者への協力依頼(重大な事件の場合)
  - PTA役員との協議、必要に応じて臨時保護者会の開催
- 今後の対応策検討(再発防止策)
  - ① 性に関する教育の充実と継続した指導
    - 性に関する教育に関する全体計画に基づく確実な実践及び改善
      - ◇ 性に関する教育の詳細については、下記の手引を参考にする。  
「性に関する教育」の手引(平成21年2月) 福島県教育委員会編
  - ② 教育相談体制の充実
  - ③ 各教科・領域等における計画的な指導による情報モラル教育の充実
  - ④ 医療機関、児童相談所等の関係機関との連携強化

## 事例9 家出

### 1 初期対応

- 管理職への連絡
- 保護者への連絡（家庭との連携を密に）
- 情報収集及び情報管理
  - 書き置き等の有無、服装、所持品、所持金、親戚・友人関係等
- 友人等からの情報収集

### 2 管理職を中心とした対応

- 「搜索願」の提出
  - 保護者への働きかけ
  - ※「搜索願」の提出は保護者が行うもの
- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急対策会議の開催
  - ① 情報の集約
  - ② 具体的な対応策・役割分担の検討
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事実の周知
  - ② 今後の対応と役割分担についての協議
- 搜索への協力
  - ① 保護者の意向の確認
  - ② チーム編成による搜索
    - 立寄りが予想される場所等
  - ③ 関係機関（警察、教育委員会等）との連絡

### 3 帰宅後の対応

- 学校での本人に対するケア
  - ① 学級担任、養護教諭、SC等が協力しての心のケア
  - ② 原因・背景を十分に考慮した継続した指導・援助
  - ③ 必要に応じて関係機関等との連携
- 保護者への支援
  - ① 家庭での接し方への助言（内面の理解の重視）
  - ② 家庭における話合い
    - 児童生徒の思い、行為の善悪、今後の生活・進路等

### 4 事後対応

- 再発防止策
  - ① 児童生徒理解の重要性の認識
  - ② 学校の生徒指導体制・教育相談体制の充実
  - ③ 保護者への啓発活動（家庭での話合いの大切さなど）
  - ④ 警察等、関係機関との日頃からの連携強化

### Key Word

- 本人の身柄確保
- 家庭との連携
- 情報収集・情報管理

### ◆ View Point ⑧

#### 児童生徒理解のための留意事項

生徒指導は、「児童生徒の理解にはじまり、理解に終わる」と言われており、正しい児童生徒理解こそ生徒指導の基盤である。

- ① 様々な方法・資料等から、多面的・多角的に児童生徒を理解する必要がある。
- ② 児童生徒一人一人の内面への共感的理解に基づいて学級経営を進め、幅広い情報の収集と多面的理解を図る。
  - 個別的なアプローチ（児童生徒一人一人を学級集団から抜き出し、個人に焦点を絞って理解）  
交流分析、エゴグラム等
  - 集団的なアプローチ（児童生徒一人一人を学級集団に位置付け、全体との関わりから理解）  
ソシオメトリックス、ゲスフーテスト、Q-Uなど
- ③ 幼保・小学校・中学校・高等学校等の各発達段階を踏まえ、情報交換や学校種間の連携を行うことにより、多面的・総合的な児童生徒理解を図る。
- ④ 児童生徒理解は、生徒指導の理解であるという視点に立ち、指導しながら理解を深め、理解の深まりとともに指導が行き届くようにする。

## 事例10

## 不審者・声かけ事案

### Key Word

- 児童生徒の安全確保
- 危険回避に向けた具体的・継続的な指導
- 専門家・関係機関等との連携

### 1 事実確認と管理職を中心とした対応

- 管理職への連絡
- 事実確認（情報収集）
  - ① 当該児童生徒や警察等からの情報収集
  - ② 事件発生の日時、場所、状況等の把握
- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - ※ 近隣の幼・小・中・高・特別支援学校等にも連絡
- 教職員間の共通理解
  - ① 被害児童生徒の人権、心情及び保護者の意向等に配慮
  - ② 対応策の検討
    - 児童生徒への指導内容
    - 家庭・地域・関係機関等との連携
- 当該児童生徒の心のケア

### 2 児童生徒への指導

- 学区内危険箇所の確認と安全マップの作成・活用
  - 登下校時の安全確保についての児童生徒活動の実施
    - ・登下校班、同方部・同地域の児童生徒等による話し合い活動
    - ・安全マップの作成（危険箇所、子ども110番の家の明記等）
- 不審者対応マニュアルの作成・活用（全職員の共通理解）
- 不審者対応の実技訓練、防犯教室等の実施
- 教員・保護者による街頭指導の継続的な実施
- 危険回避に向けた具体的な指導（全校、学年、学級、部活動の各段階）

- ① 「イカのおすし」を発達段階に応じて指導
  - 「知らない人にはついていかない」
  - 「知らない人の車にのらない」
  - 「助けてとおおきな声を出す」
  - 「こわかったら大人のいる方にすぐにげる」
  - 「どんな人が何をしたか、家の人にしらせる」
- ② 被害にあった場合の対処法
  - 具体的な場面を設定し、防犯ブザーを鳴らしたり、大きな声を出したりして逃げることを、実技などを交えながら指導する。
  - 二次被害を食い止めるためにも、不審者や声かけの情報は、いち早く警察と学校へ通報する。
  - 声かけ等の事件に遭遇した場合は、相手の特徴と併せて車のナンバー及び車種や特徴を可能な範囲で覚えることについて指導する。

### 3 家庭・地域・関係機関等との連携

- 保護者への協力依頼
  - ① 文書、たより等により事案と対応についての周知
  - ② 緊急連絡体制の確立
- 地域との連携
  - ① 協力者会議の開催
    - 自治会、見守り隊、学校評議員、PTA役員、子ども110番の家等
    - 安全確保の具体的な方法、協力体制の構築
  - ② 下校時刻の周知と見守りの実施
- 関係機関との連携
  - ① 警察（派出所、駐在所）との連携（パトロールの依頼等）
  - ② 地区健全育成諸団体との連携

### 4 定期的な点検と改善

- 学区内危険箇所の確認と安全マップの改訂
- 下校時間の徹底と保護者等への周知、複数下校の励行
- 登下校の方法や地域への協力依頼等についての定期的な見直し
- 近隣校及び警察との連携による情報収集

# 事例11

# 児童虐待

## 1 初期対応

### ★ 児童虐待の発見・疑い

日常的な観察による気づき、不自然なけがをしておける保健室来室、児童生徒本人からの相談、他の児童生徒からの虐待の噂、他の保護者や近隣住人からの情報 など

### Key Word

- 早期発見・早期対応
- 正確な情報収集
- 専門家・関係機関等との連携

- 管理職への連絡
  - 情報収集、状況把握の指示
- 担任等の関係教員による情報収集
  - ① 児童生徒からの事情聴取
  - ② 家庭訪問、家族や地域からの情報収集
- 記録の保存・蓄積
  - ① 虐待を疑った時から時系列で具体的に記録を残す。
  - ② 児童生徒のけがや傷は、本人の同意のもと写真に記録する。(時忘れに)

## 2 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議
- 緊急対策会議の開催
  - ① 管理職、担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教育相談主任、S C等で構成
  - ② 事故の状況報告と対応策・役割分担の検討
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事実の周知
  - ② 今後の対応と役割分担についての協議

## 3 関係機関との連携【通告】

- 関係機関との連携
  - ① 緊急性が高く専門的支援が必要 → 児童相談所、警察
  - ② 比較的軽微 → 市福祉事務所、町村児童福祉担当課

### ★ 通告についての留意点

- 傷、あざ、火傷等が確認された場合は、当該児童生徒が登校しているうちに早急に連絡をとる。  
(相談所職員等の目視確認等の必要があるため)
- 法的根拠となる児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律は18歳未満の子どもに適用される法律のため、18歳の高校生への虐待については、法的な対応はできなくなる。

## 4 継続的な在宅支援

- 当該児童生徒・保護者への継続的な支援
  - ① 「要保護児童対策地域協議会」への参加（関係者、関係機関）
    - 関係機関の協働による支援
    - 兄弟姉妹関係にある保育所・幼稚園・学校等の連携
  - ② 当該児童生徒への支援
    - 触れ合う機会を多く設定、安心感・自信・自尊感情の醸成
  - ③ 当該児童生徒保護者への支援
    - 時間をかけた話し合い、非難ではなく援助する立場からの対応

★ 当該児童生徒が児童福祉施設入所・里親委託になった場合も、当該児童生徒とのかかわり方を念頭において、施設や里親との連絡を密にとりながら対応する。

## 5 事後対応

- 再発防止策
  - ① 児童生徒の日常生活面についての十分な観察
  - ② 学校における教育相談体制の充実、養護教諭等の役割の確認
  - ③ 児童相談所等の関係機関との日頃からの連携

## ◆ View Point ⑨

### 児童虐待の種類と関係する法律

#### 【 児童虐待の種類 】

法律では、18歳未満の子どもに対して、保護者等が以下の行為を行うことを「児童虐待」といい、子どもに様々な影響を与えるとされている。

- ① 身体的虐待    ② 性的虐待    ③ ネグレクト（養育の怠慢・放棄）    ④ 心理的虐待

#### 【 児童虐待の防止等に関する法律の趣旨 】

- ① 児童虐待の早期発見  
学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項）
- ② 児童虐待に係る通告  
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）

## ◆ View Point ⑩

### 児童虐待対応で学校ができること

- ① 児童生徒と触れ合う機会を増やす。
- ② 一対一の関係づくりを心がけ、児童生徒が安心感、信頼感を持てるよう心がける。
- ③ 児童生徒が何でも話せるように、児童生徒にとって安心できる環境づくりに努める。
- ④ 一見「嘘」とも思える不自然な訴えや、身体上の訴えでもしっかりと聞く。
- ⑤ 努力したことなどを積極的にほめ、具体的な成果を上げることで達成感を持たせるようにする。
- ⑥ 兄弟姉妹が通う保育所・幼稚園・小・中・高等学校等とも連携を図り、情報収集する。
- ⑦ 保護者に会う機会を意識的に増やし、非難するのではなく援助する立場で接する。
- ⑧ 児童生徒の要求や行動の意図などをそれとなく伝える。（児童生徒の気持ち理解できずに虐待してしまう保護者もいるため）
- ⑨ 保護者に対し、「虐待」ということばを使わず、子どものことで心配なことや困っていることがあるのなら、市町村の保健師、福祉事務所の家庭児童相談員、児童相談所等に相談するよう勧める。

#### 【 児童生徒から聞き取る際の留意点 】

- ① あらかじめ、聞き取るポイントについて関係者で十分に検討しておく。
- ② 児童生徒が安心して話ができるよう、静かで落ち着いた場所で行う。
- ③ 詰問になってしまわないよう十分に気をつけ、無理をさせないようにする。

#### ◆ 「話してくれてありがとう」

児童生徒が家庭内の虐待の事実を話すことは勇気があることである。まずは、話してくれた行為をしっかり受け止めてあげる。

#### ◆ 「あなたの言ったことを信じるよ」

矛盾点などがあっても、話してくれたことを信じるという姿勢を示し、「信じるよ」というメッセージを児童生徒に伝える。

#### ◆ 「あなたが悪いんじゃないんだよ」

児童生徒は保護者をかばったり、自分が悪いと思ったりしていることが多いので注意が必要である。ただし、児童生徒の前で保護者批判をしてはいけない。虐待する保護者でも大切な存在である場合も多い。保護者を批判するのではなく、「痛かったね」「つらかったね」と児童生徒に共感することばをかけてあげることが何より大切である。

#### ◆ 「困ったときは何でも言っていんだよ」

何かあったときに、児童生徒からSOSが出せるように、普段から関係づくりに努め、「困ったときは助けを求めているよ」と繰り返し伝える。そして、助けを求めてきたときには、しっかりと受け止め、責任をもって対応する。

#### ◆ 約束できないことは「できない」と言う必要がある場合も

「誰にも言わないで」と言われたときに、できない場合もあることを説明する必要もある。親に話すということではなく、「必要なときには、子どもを大切に思い、守ってくれる人に相談することがある」ことをきちんと伝える。

◇ 児童虐待の対応の詳細については、下記の手引きを参考にする。  
『保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き』  
(平成19年12月) 福島県・福島県教育委員会  
<http://www.pref.fukushima.jp/jidou/>



## 事例12 自殺、自殺未遂

### 1 事実確認

- 管理職への連絡
- 事実確認（情報収集）
  - ① 多方面からの情報収集
  - ② 事実と憶測との区別
  - ③ 状況のまとめ、対応経過の記録

### Key Word

- 生命の尊重（いのちの教育）
- 専門家・関係機関との連携（緊急時カウンセラー派遣、電話相談等も含む）

### 2 管理職を中心とした対応

- 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）
  - 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議、支援要請
- 緊急対策会議の開催
  - ① 管理職、担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教育相談主任、S C等で構成
  - ② 当該児童生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある児童生徒のリストアップ
  - ③ 具体的対応策の決定
    - 教職員の役割分担、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携
    - 不測の事態を想定した対応方針も準備
- 保護者との連携（情報共有と相談）
- 外部への対応の一本化（管理職）
- 臨時職員会議の開催
  - 事実の周知、今後の対応と役割分担についての協議

### 3 当該児童生徒等への対応

- 当該児童生徒に対する継続的な個別相談による悩み等の把握と助言
  - 原因に応じた具体的な対応
    - ・ いじめ→学級での話し合い、親子関係→家庭訪問 など

#### ★ 対応の原則：『TALK』の原則

- Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- Ask : 「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
- Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。徹底的に聞き役に回る。
- Keep safe : 安全を確保する。一人にしない。

- 専門家・関係機関との連携
  - S C等の臨床心理士、医療機関等
- 当該児童生徒保護者への協力依頼
  - 学校の対応方針の説明と家庭での対応
    - ・ 本人を一人にしない、強く叱らない、話をよく聞く
- 対応の経過の確認と評価（場合によっては対応方針と対応策の見直し）

### 4 事後対応

- 「いのちの教育」の実践の積み重ね
  - 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の関連した指導
- 児童生徒のSOSに気付く校内体制（相談しやすい雰囲気づくり）
  - 言葉にならない声への気付き、多角的な視点を生かした児童生徒理解
- 校内の教育相談体制の充実（役割分担、事例研究、S C等との連携）
- 児童生徒・保護者への外部教育相談窓口の周知
  - ★ 福島いじめSOS24（福島県教育委員会）フリーダイヤル 0120-916-024
  - ★ ダイヤルSOS（福島県教育委員会）フリーダイヤル 0120-453-141（月～金 10:00～17:00）

#### ◆ View Point ①

#### 不幸にして自殺が起きてしまった場合の対応のポイント

- \* 配慮が必要な人：当該児童生徒と関係の深い人、元々リスクのある人、現場を目撃した人など
- ① 校長のリーダーシップ、教育委員会のサポート（緊急時カウンセラー派遣等：P29～31参照）
- ② 正確な情報収集と情報発信、プライバシーへの配慮
- ③ 遺族への継続的かついいねいな対応（遺族の意思を尊重する）
- ④ マスコミへの対応（窓口の一本化）
- ⑤ 他の児童生徒への対応（事実の伝え方、養護教諭・教育相談主任・S C等によるケアなど）
- ⑥ 保護者への説明・対応（必要に応じてPTA役員会、保護者会の開催等）
- ⑦ 関係機関（警察、医療機関等）との連携

## 事例13

## 報道機関（マスコミ）への対応

### 1 対応の基本姿勢

- 窓口の一本化（管理職）
- 教育委員会との連携
  - 助言を得るなど、支援を要請
- 明確な回答と公平な対応
  - ① 誠意ある対応
  - ② 正確な情報の公開
  - ③ 提供できない情報の明確化
    - 不明なことや人権やプライバシーに関すること
    - 提供できない旨を明確に伝え、曖昧にしない
  - ④ どの機関に対しても公平に情報を提供
- 記録の蓄積（その都度、しっかり記録）
  - 社名、記者名、取材意図、取材内容、回答内容等
- マスコミ対応方針の決定〔教育委員会との協議・連携〕
  - ① 緊急記者会見か、個別対応かを協議し決定
  - ② 共同記者会見か、単独記者会見かを協議し決定
  - ③ マスコミ対応窓口の決定
  - ④ 公表内容と公表しない内容の確認
- 学校に求められる説明責任
  - ① 予測できる事件だったのか。（前兆を見逃していなかったのか。）
  - ② 予防策は立てていたのか。
  - ③ 危機管理のための体制をとったのか。
- 報道機関への説明のための資料準備
  - ① ポジションペーパーの作成

### Key Word

- 窓口の一本化
- 教育委員会との連携
- 明確な回答・公平な対応
- プライバシーへの配慮

### 2 マスコミ対応の流れ

#### 【ポジションペーパーとは…】

ある問題が起きた場合に、事実関係を客観的に示す文書で、統一見解、公式見解、声明文（ステートメント）ともいう。言葉による誤解を防ぐことや説明責任を果たすことを目的とし、教育委員会、職員、保護者、マスコミ、地域関係者等に配布する。（ホームページ掲載も）

※取材要請が多い場合

### 3 記者会見の設定

- ② 学校運営方針等の文書、校舎配置図等の準備
- 想定質問の準備
  - ① 聞かれたら困る質問と回答の検討
  - ② 「何を守るべきか」の確認
- マスコミの取材攻勢から児童生徒を守る体制づくり
  - ① 児童生徒への取材攻勢の対応についての検討
  - ② 他校生への取材への対応についての検討
- 教育委員会と協議しながらの対応
  - ① 必要な場合、人的支援の要請
  - ② 教育活動に支障が生じる場合、取材の自粛要請
    - ※ 児童生徒への直接取材の自粛要請
  - ③ 社名、記者名、電話番号、問い合わせ等の内容の記録
  - ④ 取材場所、時間、撮影禁止場所等の指定
- 学校の主体的で誠意をもった対応
  - ① 正確で客観的な情報を積極的に公開する姿勢
  - ② 児童生徒や保護者、地域からの信頼の獲得
- 説明資料や想定問答等に向けての万全な準備
  - ① 「出せる情報」と「出せない情報」の区別（教育委員会と協議・連携）
  - ② 適切な情報管理
  - ③ 「隠蔽体質」、「責任逃れ」という印象を与えない配慮
- 背景や原因についての慎重な発言
  - ① 憶測等での発言はしない。
  - ② 早い段階での「〇〇〇は無かった」等断定した発言はしない。
  - ③ プライバシーや人権への十分な配慮
- 取材記録、新聞記事等の一元的な集約・保存
  - 新聞記事等の保管

## 事例14

## 臨時PTA総会・緊急保護者会等の開催

### 1 開催の判断・目的

#### ★ 判断基準

教育委員会やPTA役員等との連携を図り、①・②を考慮し判断する。

- ① 事件・事故が当事者だけでなく、他の児童生徒及び保護者に与える影響が大きい。
- ② 児童生徒及び保護者に不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性がある。

#### Key Word

- 学校の方針・対応策の明確化
- PTA役員との連携
- 保護者との信頼関係の構築

### 2 開催のポイント

- 全職員の共通理解のもとに開催
- 早急な開催及び保護者への連絡
- 説明内容（原稿）の作成と想定問答の準備
- 事故の原因と今後の対応の検討
- 今後の学校としての方針と具体的な対応策の準備

### 3 開催までの流れ

- 事件・事故等の正確で客観的な事実の確認
  - ① 複数の教員での慎重な確認（5W1H）
  - ② 時系列に従った記録の整理、情報管理の徹底
- 緊急対策会議の開催
  - 情報の報告、職員会議・PTA役員会の開催に向けた協議
- 緊急職員会議の開催
  - ① 事件・事故等の状況説明、学校の方針の提示
  - ② 教職員間の対応方針等に関する意思統一
- 緊急PTA役員会の開催（場合によっては同窓会役員会の開催も）
  - ① 状況説明、役員としての対応についての検討
  - ② 緊急保護者会の開催日時、場所、対象保護者等の連絡
- 教育委員会への連絡と協力依頼
  - ① 緊急保護者会の開催等の連絡、支援についての協議
  - ② 場合によっては教育委員会関係者の同席の要請

### 4 開催準備・運営

- 会開催に向けた準備
  - ① 夜間、休日等、多くの保護者が参加できる日時を考慮
  - ② 役割分担（例）
    - 司会：教頭（PTA役員）、あいさつ：PTA会長
    - 説明：校長、記録：教務主任 等
  - ③ 教育委員会の指導の下、説明内容の確認と質疑応答の検討
  - ④ 個人のプライバシーの取り扱いへの十分な配慮
    - 説明する場合は、当該児童生徒、保護者等への事前承諾
- 学校への理解を得るための留意点
  - ① 謙虚な姿勢での分かりやすい具体的な説明
    - ※ 学校に不備があった場合には率直に認める。
  - ② 今後の学校の方針と具体的な方策の明確な提示
  - ③ 保護者への協力依頼事項の分かりやすい具体的な提示

### 5 事後の対応

- 記録の分析と要望の集約
- 学校の対応策の実施と保護者からの要望の実現に向けた取組み
- 教育委員会への報告

## 事例15

## 保護者等からの苦情への対応

### 1 初期対応

- 訴え内容等の正確な聞き取り
  - ① まずは最後までていねいに聞く。
  - ② その時点での事実をつかむ。
    - 事実とそれ以外のことを整理
  - ③ 相手の要望・苦情の趣旨をつかむ。
    - 誰に対して、何を求めているか
    - 加害・被害の関係の場合は双方の言い分を聞く
  - ④ その日のうちに動く。
  - ⑤ 複数で対応する。
  - ⑥ 詳細に記録を残す。
  - ⑦ 即答できないことは後日返事する。
- 管理職への報告・相談

### Key Word

- 適切な初期対応
- 正確な事実確認
- 組織的な対応
- 関係機関との有機的な連携

### 2 事実認識

- 時系列で事実を正確に整理、記録の整理
- チームでの対応
- 対応内容と課題の整理・分析、対応策の共有化
  - ① 事実経過・背景等の分析
  - ② 解決に向けた方針・対策の検討
  - ③ 関係者が同じ方向で解決に向けて動ける体制づくり
- 対応窓口の明確化（管理職）
- 適切な情報管理
  - 個人情報の取扱いへの細心の配慮

### 3 組織的な対応

### 4 管理職の対応

- 正確な事実確認とそれに基づいた判断
- 教職員の気持ちを支える
- 保護者の訴えに真摯に向き合う
  - ◎ 保護者に寄り添う姿勢と不当な要求に対する毅然とした態度の両面
- 組織的な対応をリードする
  - ① 対策会議の企画
  - ② 教育委員会への報告・相談
  - ③ 関係機関との連携
- P T A 役員への協力依頼

#### ★ 問題が複雑化した場合

- ① 物による証明や人による証言など、事実をもとに対応する。
- ② 共感していることを目に見える形で表し、誠意をもって対応する。
- ③ 法的な根拠を踏まえて対応する。
- ④ 校内体制の確立、教育委員会との連携により組織的に対応する。

### 5 関係機関との連携

#### 連携が必要な場合（例）

- ① 校内の指導体制では解決が困難な場合
- ② より専門的な判断・診断が必要と考えられる場合
- ③ 連携したほうが成果が期待される場合
- ④ 学校の要因以外に解決を目指す課題がある場合
- ⑤ 生命 safety の保持等、緊急な援助を必要とする場合

- ① 連携の必要性を保護者に説明し、決定は保護者に委ねる。
- ② 援助の一環であり、指導の放棄と受け取られないようにする。
- ③ 相互の教育的機能の特性を踏まえ、学校・保護者・関係機関等が連携する。
- ④ 個人情報の保護をはじめ、児童生徒や保護者等の人権を侵害することのないよう細心の注意を払う。

## 6 学校が連携を必要とする主な関係機関等

### 警察関係

#### 警察署 (警察官)

- 少年非行や犯罪被害に関する相談活動
- 非行少年の検挙・補導、不良行為少年への注意・助言・指導等
- 犯罪被害少年への助言・支援等
- 児童虐待についての児童相談所への通告・支援活動、虐待者の検挙
- 家出人捜索願を受理し、家出少年の発見・保護
- 少年非行の未然防止のための啓発活動（非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催等）  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

#### 少年サポート センター

- 少年補導職員、少年相談専門員（少年非行対策等に専門的知識を有する者）の配置
- 少年非行や犯罪被害に関する相談活動
- 非行少年・不良行為少年やその家族に対する指導・助言
- 犯罪被害少年への助言・支援
- 少年非行の未然防止のための啓発活動（非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催等）  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

#### 少年警察ボランティア

- 少年補導員
- 少年指導委員
- 少年警察協助力員
- 被害少年サポーター

- 地域のボランティアであり、警察本部長・警察署長等が委嘱
- 少年非行の未然防止のための啓発活動  
（警察署、少年サポートセンターとの合同補導など）
- 少年のためのよりよい環境づくり（環境浄化活動）
- 非行少年・不良行為少年やその家族に対する指導・助言

#### 少年補導センター

- 行政機関、団体、ボランティア等と協力した少年非行防止活動（街頭巡回等）
- 少年非行や犯罪被害に関する相談活動
- 少年のためのよりよい環境づくり（環境浄化活動）
- 青少年団体指導者の研修や青少年の文化・スポーツ学級・講座等の積極的な健全育成活動

### 更生保護関係

#### 保護司

- 法務大臣の委嘱
- 家庭裁判所の決定により保護観察となった少年等に対するの保護観察、遵守事項を守るよう指導監督、立ち直りの援護（保護観察官との協働）
- 犯罪予防のための啓発・広報活動、民間団体の活動への協力、地方公共団体の施策等への協力 〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

#### 保護観察所

- 家庭裁判所の決定により保護観察となった少年等に対するの保護観察、遵守事項を守るよう指導監督、立ち直りの援護
- 地域の少年非行防止に関する相談活動等  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→行政機関個人情報保護法 〉

#### 少年鑑別所

- 家庭裁判所の看護措置により送致された少年の收容、家庭裁判所の行う審判等に資するための心理学等の専門的知識に基づいた少年の資質の鑑別
- 一般からの依頼に基づいた少年非行・問題行動等に関する相談活動等  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→行政機関個人情報保護法 〉

#### 家庭裁判所

- 送致・通告された非行少年について、家庭裁判所調査官は、少年の性格や生育歴、日頃の言動、環境等について調査を実施。裁判官は、調査結果を検討し、審判が必要と考えた事件について審判を開き、保護処分等を決定する。（少年院送致、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致等）  
〈 守秘義務→地方公務員法 〉

## 福祉関係

### 児童相談所

- 18歳未満の子どもに関する相談活動  
主な相談：養護相談、保健相談、身体障がい相談、知的障がい相談、非行相談、育成相談 など
- 児童虐待について、相談・通告を受けての調査、被虐待児童の保護、親への指導・支援、状況に応じて立入調査や被虐待児童の一時保護、児童養護施設等の施設入所に関する手続き等  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

### 福祉事務所 (家庭児童相談室)

- 相談を受けての支援  
【生活保護】生活保護の申請を受け、調査・検討の上、決定  
【児童福祉】母子生活支援施設や保育所の入所手続き、児童虐待通告の受理  
【高齢者福祉】高齢者福祉の相談活動、高齢者の在宅支援サービスや養護老人ホームへの入所手続  
【障がい者福祉】障がい者福祉に関する相談活動、障がい者手帳の交付等  
【ひとり親・女性・家庭の福祉】母子相談員、婦人相談員、家庭相談員による相談・指導  
【福祉資金の貸付】生活の安定と生活意欲の増進を図るための福祉資金貸付  
【保健医療相談】保健医療・介護保険等に関する相談活動
- 児童虐待の通告を受けた場合の児童の安全確認  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

### 主任児童委員 民生児童委員

- 民生児童委員：厚生労働大臣が委嘱。児童等の生活・環境の状況把握、児童等に対する指導・援助、児童の福祉の増進を図るための活動等
- 主任児童委員：民生児童委員の中から厚生労働大臣が指名、児童福祉に関する機関と民生児童委員との連絡調整、民生児童委員の活動への援助等  
〈 守秘義務→民生委員法、児童福祉法 〉

## 保健関係

### 保健所 保健センター

- 医師、保健師が配置
- 児童の健康相談、健康診査、保健指導等
- 薬物乱用についての相談を受けて指導・助言等  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

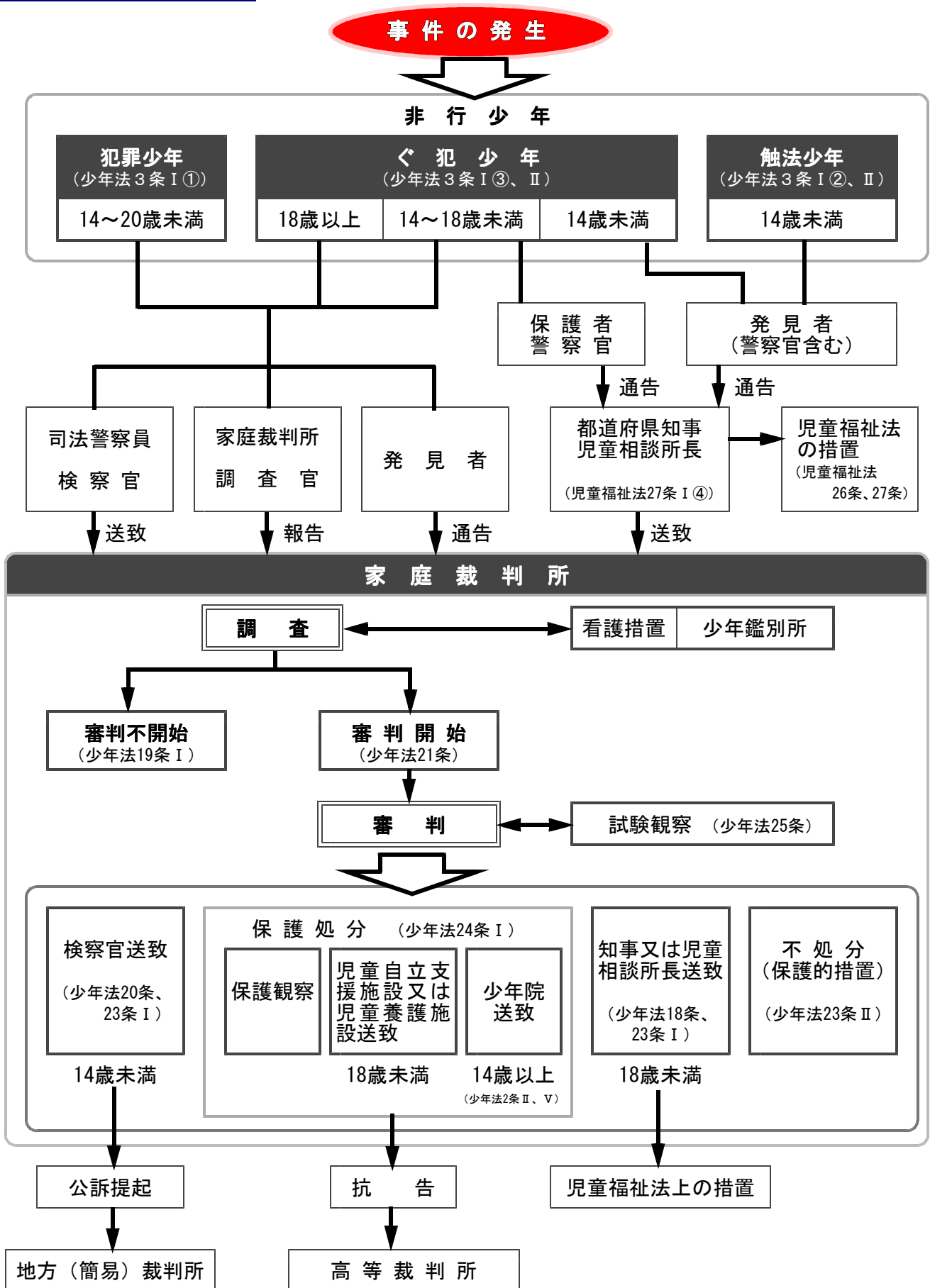
### 精神保健福祉センター

- 精神科医、精神保健福祉司、保健師等の配置
- 精神保健に関する相談・指導・支援等
- いじめ被害、不登校、児童虐待等に伴う精神症状や薬物乱用についての相談を受けの指導・助言等  
〈 守秘義務→地方公務員法、個人情報保護→条例 〉

## その他

★ 問題行動の内容や地域の実情等に応じて、次のような関係機関・関係団体等との連携も考えられる。

- 医療機関、病院
- 児童自立支援施設
- 児童養護施設
- 女性相談センター
- 青少年育成団体
- 弁護士会
- 交通安全協会
- 防犯協会・連絡所 等



# 福島県緊急時カウンセラー派遣事業

福島県教育委員会

福島県教育委員会は、学校に関わる緊急事態発生時に速やかに臨床心理士（カウンセラー）を学校に派遣します。（原則として2名、3日間）派遣されたカウンセラーは、児童生徒、教職員や保護者等の学校関係者に対する助言や援助、あるいはカウンセリング等を行います。この事業は、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援するものです。

※ PTSDとは、自然災害や事件事故など、生死にかかわるような恐怖体験をきっかけに起きる心理・身体的な傷害

## Step 1 緊急事態発生から派遣まで

### 派遣対象

- 学校内外において、何らかの衝撃的な事件・事故などが発生し、児童生徒の心理に重大な影響があると考えられる場合
- 多くの児童生徒が心の傷を負う可能性がある事件・事故が対象であり、特定個人・家庭の被害ではなく、衝撃が学校・学級全体に波及する可能性がある場合
- あくまでも児童生徒の心の危機への初期対応に特化した派遣で、3日間を原則とする。

原則として、3日間にわたり、2名の臨床心理士が派遣されます。土曜・日曜は除きます。

- 1 緊急事態発生時における学校から教育委員会への連絡は、従来どおり。
- 2 学校からの報告内容によって、市町村教育委員会（県立学校は除く）・教育事務所・県教育委員会が協議し、派遣の可否を決定する。
- 3 派遣が決定した場合は、県教育委員会から県臨床心理士会へ派遣を要請する。
- 4 臨床心理士会がカウンセラーを派遣できる場合は、県教育委員会へ派遣要請受諾を連絡する。
- 5 県教育委員会は、県臨床心理士会の受諾連絡を受けて、教育事務所・市町村教育委員会（県立学校は教育事務所）から学校へ派遣決定を連絡する。
- 6 派遣されるカウンセラーの氏名、派遣日時などについては、決定しだい連絡する。





## Step2 学校での受け入れ準備

緊急支援活動は、派遣された臨床心理士（カウンセラー）が、児童生徒、保護者、教職員の不安の早期解決と、児童生徒の学校生活の平常化ができるよう、臨床心理の専門的な視点から支援するものです。ただし、その活動はあくまでも学校の教職員が主体となって行うものです。

### 1 受け入れ準備 場所の確保とコーディネート役の人選がポイントです

- カウンセラーの活動場所を設置する。派遣チームの活動拠点として、専用の部屋を準備することが望ましい。
- 業務を円滑に行うために、養護教諭や生徒指導主事等、コーディネート役の教員を決定する。
- 教育事務所及び市町村教育委員会から、実施要項、「実施確認書」（カウンセラーの勤務時間等を記入）、「旅費計算書」等関係文書が送付される。（「実施確認書」、「旅費計算書」は、支援終了後提出することになる。）

### 2 事前打合せ 学校の組織的・主体的対応とカウンセラーとの共通理解がポイントです

- カウンセラー到着後、校長は速やかに打合せを行う。カウンセラーの支援を効果的なものにするために、最初に状況を詳細に説明し、校長の考えを明確に伝える。学校の認識とカウンセラーの認識の共有化、共通理解を図ることが重要である。
- 事前打合せには、教頭、生徒指導主事、養護教諭等も同席し、組織的な対応のための方針を立てることに重点を置くようにする。

- 1 事実関係の確認
- 2 児童生徒・保護者・外部機関等への報告内容の文章化についての協議
- 3 校内の役割分担等の確認
  - ① 報道等外部への対応窓口の一本化（管理職）
  - ② 児童生徒対象支援の係（生徒指導主事、養護教諭など）の確認
- 4 支援の内容確認
  - ① 支援方針・計画についての確認・協議
  - ② 児童生徒への支援方法の確認・協議
    - 全校単位・学年単位等の集会開催の可否と方法、説明内容等及び支援規模の確認
    - 「心の健康調査」（事前アンケート調査：カウンセラーが準備）の内容確認
    - 支援が必要な児童生徒、学級への支援方法の確認
  - ③ 教職員への支援方法の確認・協議
    - 臨時職員会議での進行次第・内容確認
    - 各教職員の役割の確認
    - 支援（カウンセリング等）が必要な教職員への支援方法の確認
  - ④ 保護者への支援方法の確認
    - 保護者会開催の可否と方法、説明内容等確認
    - 支援（カウンセリング等）が必要な保護者への支援方法の確認
  - ⑤ その他、校長あるいはカウンセラーが必要と認める業務
- 5 その他必要事項の確認と協議

※ **スクールカウンセラー（SC）が学校に配置されている場合**  
当該校にSCが配置されている場合は、SCの協力を得て、派遣されたカウンセラーの指示を受けながら、共に支援にあたるのが望ましい。その際、教育事務所はSCに連絡し、他校での勤務日等について調整する。



### Step3 学校での具体的な動き

#### 臨時職員会議（臨時職員打合せ）

- 事実関係の報告と文章化した内容の確認
- 支援チーム結成の報告
- 臨床心理士の職員への紹介
- 職員に対する臨床心理士からの支援方法（概要）説明
- 職員全体への臨床心理士による研修の実施等

#### 教職員への支援

全校集会・学年集会  
における学校側の  
報告（説明）への不  
足事項等へのアドバ  
イス

学級単位の支援にお  
ける戸惑った場合等  
へのアドバイス

カウンセラーによる  
カウンセリング  
関わりの深い教職員  
へのカウンセリング

コンサルテーション  
対応等についての教  
職員への助言

#### 児童生徒への支援

全校集会・学年集会の実施  
①事実報告 ②担任による観察

学級活動の実施  
①「心の健康調査」の実施  
②「心の健康調査」の分析  
③気になる児童生徒の抽出  
④抽出者の優先順位決定

教職員による個別面談

カウンセラーによるカウ  
ンセリング  
影響が大きい児童生徒へのカウ  
ンセリング

#### 保護者への支援

保護者会の実施  
①事実報告  
②取組みや方針の説明  
③留意事項等の説明  
④観察等

カウンセラーによる  
カウンセリング  
影響が大きい児童生徒  
の保護者へのカウ  
ンセリング

### Step4 支援終了後の動き

- 支援終了後の継続的なケアは、スクールカウンセラー（SC）が配置されている場合はSCが、SCが配置されていない場合は、近隣の学校に配置されているSCに、定期的なカウンセリングを依頼する。（その際は事前に各教育事務所に連絡する。）
- 当該校は、速やかに、「実施確認書」（カウンセラーの勤務時間等を記入）、「旅費計算書」を作成し提出する。（市町村立学校は市町村教育委員会、県立学校は教育事務所に提出する。）



## 参考資料③

## 関係機関等の連絡先

### 警察関係

(非行少年に関する検挙・補導、少年非行や犯罪被害に関する相談活動、少年犯罪の未然防止のための啓発活動など)

福島警察署 (福島地区少年サポートチーム)	福島市上町7-31	024-521-2121(代)
福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合2-8	024-554-0110(代)
桑折警察署	伊達郡桑折町大字谷地字形土15-2	024-582-2151(代)
伊達警察署	伊達市保原町大泉字大地内61-4	024-575-2251(代)
川俣警察署	伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島20-2	024-566-3121(代)
二本松警察署	二本松市若宮2-163-5	0243-23-1212(代)
郡山警察署 (郡山地区少年サポートチーム)	郡山市字城清水23	024-922-2800(代)
郡山北警察署	郡山市富田町字下曲田2-8	024-991-0110(代)
本宮警察署	本宮市本宮字万世172-1	0243-33-3110(代)
須賀川警察署	須賀川市八幡町19-7	0248-75-2121(代)
白河警察署	白河市昭和町226-2	0248-23-0110(代)
石川警察署	石川郡石川町字長久保185-2	0247-26-2191(代)
棚倉警察署	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59-1	0247-33-3241(代)
三春警察署	田村郡三春町大字熊耳字下荒井194	0247-62-2121(代)
小野警察署	田村郡小野町大字小野新町字小太内13	0247-72-2121(代)
会津若松警察署 (会津地区少年サポートチーム)	会津若松市山見町248	0242-22-5454(代)
猪苗代警察署	耶麻郡猪苗代町字梨木西100-1	0242-63-0110(代)
喜多方警察署	喜多方市関柴町上高瀬字宮越537-10	0241-22-5111(代)
会津坂下警察署	河沼郡会津坂下町字館ノ下311	0242-83-3451(代)
会津美里警察署	大沼郡会津美里町字鹿島3057-1	0242-54-2055(代)
南会津警察署	南会津郡南会津町田島字中町甲3918-4	0241-62-1140(代)
いわき中央警察署 (いわき地区少年サポートチーム)	いわき市内郷御厩町四丁目148	0246-26-2121(代)
いわき東警察署	いわき市小名浜岡小名字御代坂19	0246-54-1111(代)
いわき南警察署	いわき市植田町南町1-6-6	0246-63-2141(代)
南相馬警察署南	相馬市原町区高見町1-262	0244-22-2191(代)
富岡警察署	双葉郡富岡町中央2-19	0240-22-2121(代)
浪江警察署	双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目18-1	0240-34-2141(代)
相馬警察署	相馬市中野寺寺前203-1	0244-36-3191(代)

### ◆ 犯罪等による被害の未然防止、インターネット上の問題等に関する相談、県民の安全と平穩に係る相談等

県警察本部県民サービスセンター	福島市山下町5-28	024-533-9110
-----------------	------------	--------------

### 児童相談所

(18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。児童虐待相談の専門機関です)

中央児童相談所	福島市森合町10-9	024-534-5101
福島福祉相談コーナー	福島市御山8-30 県北保健福祉事務所内	024-534-4118
伊達福祉相談コーナー	伊達郡桑折町字桑島三103	024-582-2211
安達福祉相談コーナー	二本松市金色424-1	0243-22-1128
県中児童相談所	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
須賀川福祉相談コーナー	須賀川市旭町153-1 県中保健福祉事務所内	0248-75-7823
田村福祉相談コーナー	田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5	0247-62-2654
石川福祉相談コーナー	石川郡石川町字下泉229	0247-26-2123
白河相談室	白河市郭内127 県南保健福祉事務所内	0248-22-5648
東白川福祉相談コーナー	東白川郡棚倉町大字棚倉字城跡34-1	0247-33-2226
会津児童相談所	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
会津若松福祉相談コーナー	会津若松市追手町7-40 会津保健福祉事務所内	0242-29-5279
耶麻福祉相談コーナー	喜多方市松山町鳥見山字天神6-3	0241-24-5747
河沼福祉相談コーナー	河沼郡会津坂下町字西南町裏甲3998-1	0242-83-2115
南会津相談室	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
浜児童相談所	いわき市自由ヶ丘38-15	0246-28-3346
南相馬相談室	南相馬市原町区錦町1-30 相双保健福祉事務所内	0244-26-1135
富岡福祉相談コーナー	双葉郡富岡町小浜553-2	0240-22-5125

## 市福祉事務所

(最も身近な相談機関として、各種の福祉制度を活用して子育て支援や家庭支援を行います。  
家庭児童相談員が配置されています。)

福島市福祉事務所児童福祉課	福島市五老内町3-1	024-525-3780
伊達市福祉事務所児童福祉課	伊達市梁川町青葉町1	024-577-3128
二本松市福祉事務所福祉課	二本松市金色403-1	0243-22-0783
本宮市福祉事務所保健福祉課	本宮市本宮字万世212	0243-33-1111(代)
郡山市福祉事務所児童家庭課	郡山市朝日1-23-7	024-924-3341
須賀川市福祉事務所社会福祉課	須賀川市八幡町135	0248-88-8115
田村市福祉事務所福祉課	田村市船引町船引字馬場川原20	0247-81-2273
白河市福祉事務所社会福祉課	白河市字八幡小路7-1	0248-22-1150
会津若松市福祉事務所児童家庭課	会津若松市東栄町3-46	0242-32-4470
喜多方市福祉事務所社会福祉課	喜多方市字御清水東7244-2	0241-24-5229
相馬市福祉事務所社会福祉課	相馬市中村字大手先13	0244-37-2173
南相馬市福祉事務所男女共同こども課	南相馬市原町区本町2-27	0244-23-7464
いわき市福祉事務所児童家庭課	いわき市平梅本21	0246-22-1111(代)

## 町村児童相談窓口

(最も身近な相談機関として、各種の福祉制度を活用して子育て支援や家庭支援を行います。)

桑折町福祉介護課	桑折町大字谷地字道下22	024-582-1134
国見町保健福祉課	国見町大字藤田字一丁田二2-1	024-585-2793
川俣町子育て支援係	川俣町字五百田30	024-566-2111(代)
飯野町福祉班	飯野町大字飯野字後川10-	024-562-4303
大玉村健康福祉課	大玉村玉井字星内70	0243-48-3131(代)
鏡石町健康福祉課	鏡石町中央59	0248-62-2115
天栄村健康福祉課	天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2115
石川町保健福祉課	石川町字下泉153-2	0247-26-9123
玉川村健康福祉課	玉川村大字小高字中噺9	0247-57-4623
平田村健康福祉課	平田村大字永田字広町34	0247-55-3119
浅川町住民保健課	浅川町大字浅川字背戸谷地112-15	0247-36-4124
古殿町生活福祉課	古殿町大字松川字新桑原31	0247-53-4616
三春町保健センター	三春町字南町26-1	0247-62-3166
小野町社会福祉班	小野町大字小野新町字館廻92	0247-72-6934
西郷村地域福祉係	西郷村大字小田倉字上川内76-1	0248-25-1509
泉崎村保健福祉課	泉崎村大字泉崎字山ヶ入101	0248-54-1333
中島村保健福祉課	中島村大字滑津字中島西11-1	0248-52-2174
矢吹町健康福祉課	矢吹町一本木101	0248-44-2300
棚倉町福祉係	棚倉町大字棚倉字中居野33	0247-33-2117
矢祭町健康福祉課	矢祭町大字東館字館本66	0247-46-4573
塙町保健福祉課	塙町大字塙字大町3-21	0247-43-2115
鮫川村住民福祉課	鮫川村大字赤坂中野字新宿39-5	0247-49-3113
北塩原村住民ふれあい課	北塩原村大字北山字姥ヶ作3151	0241-23-3113
西会津町福祉介護係	西会津町野沢字下小屋上乙3261	0241-45-2214
磐梯町保健福祉グループ	磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	0242-74-1216
猪苗代町福祉業務	猪苗代町字城南101	0242-62-2115
会津坂下町福祉班	会津坂下町字市中三番甲3662	0242-84-1501
湯川村住民福祉係	湯川村大字笈川字長瀬甲875-5	0241-27-8810
柳津町町民課	柳津町大字柳津字下平乙234	0241-42-2118
三島町保健福祉係	三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5565
金山町住民係	金山町大字川口字谷地393	0241-54-5135
昭和村保健福祉課	昭和村大字下中津川字中島652	0241-57-2645
会津美里町社会福祉係	会津美里町鶴野辺字広町740	0242-78-2112
下郷町福祉係	下郷町大字塩生字大石1000	0241-69-1199
檜枝岐村住民課	檜枝岐村字下ノ原880	0241-75-2502
只見町福祉班	只見町大字長浜字久保田31	0241-84-7010
南会津町健康福祉課	南会津町田島字後原甲3531-1	0241-62-6170
広野町福祉環境グループ	広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2115
榎葉町社会福祉係	榎葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111(代)

富岡町福祉係 川内村保健福祉課	富岡町大字本岡字王塚622-1 川内村大字下川内字坂シ内133-5	0240-22-9000 0240-38-2941
大熊町福祉係 双葉町保健福祉課 浪江町子育て・健康増進課 葛尾村住民生活課 新地町福祉係 飯館村福祉係	大熊町大字下野上字大野634 双葉町大字新山字前沖28 浪江町大字権現堂字矢沢町6-1 葛尾村大字落合字落合16 新地町谷地小屋字樋掛田30 飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1	0240-32-2111(代) 0240-33-2111(代) 0240-34-4593 0240-29-2112 0244-62-2931 0244-42-1620

**保健所・保健センター**（子どもの心身の健康や子育てへの不安、薬物乱用等についての相談を受けています。）

県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所	福島市御山8-30 須賀川市旭町153-1 白河市字郭内127 会津若松市追手町7-40 南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2 南相馬市原町区錦町1-30	024-534-4104 0248-75-7800 0248-22-5441 0242-29-5504 0241-63-0302 0244-26-1326
郡山市保健所 いわき市保健所	郡山市朝日1-15-1 いわき市内郷高坂町四方木田191	024-924-2120 0246-27-8555

◆ **被虐待児や虐待親への精神医学的なアプローチ、精神障がい相談、治療など**

福島県精神保健福祉センター 福島市御山8-30 024-535-5560

**その他**

（その他、県の機関や民間の相談機関等があり、様々な相談を受けています。また、法的な対応等の相談にものってもらえます。）

福島地方法務局 郡山支局 白河支局 若松支局 相馬支局 いわき支局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎 郡山市桑野2-1-4 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎 相馬市塚ノ町1-12-1 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	024-534-1111 024-922-1405 0248-22-1201 0242-27-1498 0244-36-3413 0246-23-1651
福島家庭裁判所 郡山支部 白河支部 棚倉出張所 会津若松支部 田島出張所 相馬支部 いわき支部	福島市花園町5-38 郡山市麓山1-2-26 白河市郭内146 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町78-1 会津若松市追手町6-6 南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3 相馬市中村字大手先48-1 いわき市平字八幡小路41	024-534-6186 024-932-5657 0248-22-5556 0247-33-3458 0242-26-5726 0241-62-0211 0244-36-5141 0246-22-1321
福島県弁護士会	福島市山下町4-24	024-534-2334
福島県民生児童委員協議会	福島市渡利字七社宮111	024-523-1252
福島県発達障がい者支援センター	郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0352
福島県女性のための相談支援センター	福島市上浜町6-3	024-522-1117

CAP（人権擁護の立場から、子ども自身が虐待や暴力防止について知り、対処法を学ぶプログラムを実践。学校等に出向いて講座を開催）

こどもCAPふくしま	024-584-3126
CAPふくしま	024-943-5415
CAPこおりやま	024-945-2631
あいづCAP	0241-23-2781
CAPいわき	0246-52-0511